

大阪市公告第18号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の4第3項の規定により衛生検査所を廃止したものは、次のとおりである。

令和7年3月31日

大阪市長 横山 英 幸

登録番号	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	衛生検査所の名称及び所在地	検体検査の業務の内容
大第62号	バイオニクス株式会社 大阪府大阪市中央区 本町1丁目2番1号 本町リバーサイドビル2F	第二 BIO・衛生検査所 大阪府大阪市中央区本町橋 2-23 第7松屋ビル12F (1232号室)	遺伝子関連・ 染色体検査 (病原体核酸検査、体 細胞遺伝子検査)
登録抹消年月日		令和7年2月28日	

(健康局保健所保健医療対策課)